

5 日獣発第 307 号
令和 6 年 1 月 2 日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

「日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部」 の設置について

昨日、16 時 6 分、石川県能登地方を震源とする最大震度 7 を記録する地震が発生し、今なお余震が続いております。報道によると大規模火災、家屋の倒壊等による死傷者が出ており、被災された方をはじめ、被災地域の地方獣医師会及び会員獣医師の皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、1 日も早い復旧を祈念する次第です。

日本獣医師会におきましては、地震発生後、直ちに日本獣医師会危機管理室による情報収集を開始し、昨日 19 時に「日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部」を設置したところです。

本対策本部では、人命を第一に被災地域地方獣医師会等と連携しながら被害の状況を一刻も早く把握し、災害対応に当たってまいります。

つきましては、今後の余震の発生、それに伴う津波も想定されることから、貴会におかれましても、被災情報の収集等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件内容の連絡先

日本獣医師会事務局：駒田、松岡、中村、岡本
TEL：03-3475-1601
FAX：03-3475-1604
E-mail：komada@nichiju.or.jp

日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部 設置要領

(目的)

第 1 条 甚大な被害をもたらした令和 6 年能登半島地震に対し、被災動物救護及び獣医療提供体制の復旧等による公共支援について検討し、被災地域を管轄する地方獣医師会等関係者による相互連携の下に総合的対策を推進することを目的として、日本獣医師会令和 6 年能登半島地震緊急対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 被災動物救護の支援に関する事項
- (2) 被災地域における獣医療提供体制の復旧支援に関する事項
- (3) 被災地域における獣医療技術の提供支援に関する事項
- (4) 被災地域における公衆衛生対策に関する事項
- (5) 被災地域における関係団体等との連携、調整等に関する事項
- (6) 前各号のほか、本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 対策本部は本部長、副本部長の他、本部長が指名する者をもって構成する。

2 本部長には日本獣医師会危機管理室長を、副本部長には危機管理統括をあてる。

3 本部長は必要があると認めるときは、その都度対策本部構成員以外の者に出

席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。

(対策本部の庶務)

第5条 対策本部の庶務は、日本獣医師会事務局が行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

令和6年1月

日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部構成員名簿

本 部 長： 藏内勇夫（日本獣医師会危機管理室 危機管理室長）

副 本 部 長： 佐伯 潤（日本獣医師会危機管理室 危機管理統括）

アドバイザー（危機管理統括補佐）：

平井潤子（日本獣医師会危機管理室 災害対策部門災害対策委員会委員）

本 部 員： 藤本順介（日本獣医師会危機管理室 災害対策部門災害対策委員会委員）

佐藤 克（日本獣医師会危機管理室 感染症対策部門感染症対策委員会委員）

村中志朗（日本獣医師会危機管理室 財政支援対策部門財政支援対策委員会委員）

境 政人（日本獣医師会危機管理室 財政支援対策部門財政支援対策委員会委員）

事 務 局 員： 伏見啓二（日本獣医師会参与）

駒田逸哉（日本獣医師会事務局長）

原 智一（日本獣医師会事務局次長）

松岡 猛（日本獣医師会事務局次長）

畠山明恵（日本獣医師会事務局主任）

中村 燈（日本獣医師会事務局主任）

榊原早苗（日本獣医師会職員）

栞野真優（日本獣医師会職員）

鈴木啓之（日本獣医師会職員）

岡本 淳（日本獣医師会職員）